

東浦町図書カードネットギフト配付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長期化する物価高による家計負担を軽減することで子どもの読書活動を継続的に支援し、健やかな成長を応援する東浦町図書カードネットギフト配付事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(配付対象者)

第2条 東浦町図書カードネットギフト（以下「図書カード」という。）の配付対象となる者（以下「配付対象者」という。）は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 令和8年1月1日から令和8年3月31日までの期間（以下「基準期間」という。）のいずれかの日において、町内に住所を有する22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（以下「1号配付対象者」という。）であること。
- (2) 基準期間のいずれかの日において、町内に住所を有する23歳に達する日以後の最初の4月1日から24歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学若しくは高等専門学校又は同法第124条に規定する専修学校に在学するもの（以下「第2号配付対象者」という。）であること。
- (3) 前2号に準ずる者として町長が認めた者

(図書カードの額)

第3条 本事業により配付する図書カードの額は、配付対象者1人につき2,000円とする。

(1号配付対象者に対する配付の申入れ等)

第4条 町長は、1号配付対象者（第2条第3号において1号配付対象者に準ずる者のうち、町が配付対象者であると確認できるものを含む。次項において同じ。）に対し、手渡し又は住民基本台帳に記録された住所地へ郵送する方法をもって図書カードの配付の申入れを行う。

- 2 1号配付対象者は、前項の申入れを受けた際、配付された図書カードに東浦町図書カードネットギフト配付辞退申出書（様式第1）を添えて町長に提出することにより、図書カードの配付の拒否を届け出ることができる。
- 3 町長は、第1項の規定による申入れをしてから1週間以内に前項の届出がないときは、第1号配付対象者が図書カードの配付を承諾したものとみなす。
- 4 町長は、第2項の規定により図書カードの配付の拒否をした者に対しては、いかなる理由であっても再度の配付は行わないものとする。

(第2号配付対象者等に係る配付の申請等)

第5条 第2号配付対象者（第2条第3号に該当する者を含み、前条第1項に該当する者を除く。以下この条において同じ。）は、東浦町図書カードネットギフト配付申請書（様式第2）に必要事項を記入の上、第2号配付対象者に該当していることを証する書類を添えて令和8年4月14日（以下「申請期日」という。）までに町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定により提出された申請書の内容を審査し、図書カードの配付の可否を決定し、東浦町図書カードネットギフト配付（不配付）決定通知書（様式第3）により、配付を決定した場合にあっては図書カードを添えて、第2号配付対象者に通知するものとする。

（図書カードの再配付）

第6条 前2条の規定により図書カードの配付の決定を受けた者（以下「配付決定者」という。）は、郵便事故による図書カードの未到達、図書カードの汚損その他町長がやむを得ないと認める理由により、配付の決定を受けた図書カードが使用できない状態にあるときは、1回に限り、図書カードの再配付を申請することができるものとする。

2 前項の規定により図書カードの再配付を申請する者は、東浦町図書カードネットギフト再配付申請書（様式第4）に必要事項を記入の上、配付決定者の身分証明書及び既に配付を受けた図書カード（町長が添付を不要と認める場合を除く。）を添えて、令和8年4月30日までに町長に提出するものとする。

3 町長は、前項の規定により提出された申請書の内容を審査し、図書カードの再配付の可否を決定し、東浦町図書カードネットギフト再配付（不再配付）決定通知書（様式第5）により、再配付を決定した場合にあっては図書カードを添えて、前項の規定による申請者に通知するものとする。

（不正利得の返還）

第7条 町長は、偽りその他不正の手段により図書カードの配付を受けた者がいるときは、既に配付を受けた図書カード（図書カードが使用済みであった場合にあっては既に使用した額）の返還を求めるものとする。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、図書カードの配付に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和8年2月10日から施行する。

2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条の規定は、同日以後も、なお効力を有する。

様式第1（第4条関係）

年 月 日

東浦町図書カードネットギフト配付辞退申出書

東 浦 町 長

氏 名

住 所

連 絡 先

私は、東浦町図書カードネットギフト配付事業実施要綱の規定により、図書カードの受領を辞退し、今後いかなる理由においても図書カードの再配付はされないことを理解の上、送付された図書カードネットギフトを返却します。

様式第2（第5条関係）

年 月 日

東浦町図書カードネットギフト配付申請書

東 浦 町 長

東浦町図書カードネットギフト配付事業実施要綱の規定により、次のとおり申請します。

フリガナ	
氏 名	
生年月日	(西暦) 年 月 日
住 所	
連 絡 先	
学 校 名	
備 考	

添付書類

様式第3（第5条関係）

東教第 号
年 月 日

東浦町図書カードネットギフト配付（不配付）決定通知書

様

東浦町長 日 高 輝 夫

年 月 日付けで申請のありました東浦町図書カードネットギフト配付
について、審査の結果、（配付・不配付）とすることを決定したので通知します。

不配付の場合、その理由

様式第4（第6条関係）

年 月 日

東浦町図書カードネットギフト再配付申請書

東 浦 町 長

東浦町図書カードネットギフト配付事業実施要綱の規定により、次のとおり申請します。

フリガナ	
氏 名	
生年月日	(西暦) 年 月 日
住 所	
連 絡 先	
申請理由	
同意事項	<input type="checkbox"/> 再配付の申出は1人1回限りであることを承知しました。 <input type="checkbox"/> 郵便到達等により複数の図書カードネットギフトを所有するに至った場合、速やかに再配付された図書カードネットギフトを返還します。

添付資料

様式第5（第6条関係）

東教第 号
年 月 日

東浦町図書カードネットギフト再配付（不再配付）決定通知書

様

東浦町長 日 高 輝 夫

年 月 日付けで申請のありました東浦町図書カードネットギフト再配付について、審査の結果、（再配付・不再配付）とすることを決定したので通知します。

不再配付の場合、その理由